

群馬大学大学院パブリックヘルス学環運営委員会規程

令和 6. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会等規則に基づき、群馬大学大学院パブリックヘルス学環運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 委員会は、パブリックヘルス学環（以下「本学環」という。）の研究指導担当教員である教授をもって組織する。

2 委員会が必要と認めたときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍
- (4) 教育課程の編成
- (5) 学生の在籍
- (6) 学生の厚生補導
- (7) 諸規則の制定及び改廃
- (8) 教育課程における内部質保証（自己点検・評価及び改善の実施を含む）
- (9) その他本学環に関して必要な事項

(議 長)

第4条 委員会に議長を置き、学環長をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ学環長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第6条 委員会の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第2号の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学環長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。